

京都市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榎本頼兼

京都市規則第130号

京都市物品会計規則の一部を改正する規則

京都市物品会計規則の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「の長」の右に「(分任物品出納員が属する組織が京都市事務分掌規則第1条に規定する課を置かない室その他これに準じる組織であるときは、これらの組織の庶務を担当する課長その他これに準じる者)」を加える。

第10条を次のように改める。

(物品会計員の任命)

第10条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に掲げる間、辞令を用いることなく、物品会計員を命じられたものとする。

- (1) 会計室長 その職にある間
- (2) 会計室に勤務を命じられた者で会計室長が指定するもの その指定が解かれるまでの間

第14条第2項中「第25条第1項に規定する備品台帳及び同条第3項に規定する」及び「(以下「物品台帳」という。)」を削る。

第18条の2第1項中「第4号様式」を「第3号様式」に改める。

第19条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、「(第5号様式)」を削る。

第20条第3項前段中「(第6号様式)」を削る。

第21条第1項中「(第7号様式)」を削る。

第23条第1項中「第8号様式」を「第4号様式」に改める。

第24条第1項中「第9号様式」を「第5号様式」に改める。

第25条第1項各号列記以外の部分中「(第10号様式)」を削り、「増減及び現在高」を「現況」に改め、「の各号」を削り、同条第2項後段中「おいては」を「おいて」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「第11号様式」を「第6号様式」に改め、「の各号」を削り、同条第5項本文中「物品台帳」を「備品台帳及び消耗品台帳(以下「物品台帳」という。)」に改める。

第26条第1号中「第12号様式」を「第7号様式」に改め、「(第13号様式)」を削る。

第28条第1項中「第15号様式」を「第8号様式」に改める。

第34条中「(第16号様式)」を削る。

第35条中「(第17号様式)」を削る。

別表第1会計室の項中「物品会計課長」を「次長」に改め、同表区役所及び区役所支所の項中「区民部市民窓口課長」を「区民部総務課長」に改める。

別表第2総合企画局の項中

	広 報 課	報 道 係 長	を
--	-------	---------	---

	広 報 課	報 道 係 長	に、
京 都 創 生 推 進 室	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長		

情 報 政 策 課	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長	を
情 報 統 計 課	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長	

情 報 政 策 課	調 査 係 長	に改め、同表総務局
-----------	---------	-----------

情報統計課	調査係長
-------	------

の項中

合併推進室	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長
-------	---------------------

を削り、同表環境局の項中「環境政策部」を「地球環境政策部」に、「地球環境政策課」を「地球温暖化対策課」に改め、同表産業観光局の項中

産業振興課	振興係長
-------	------

を

産業振興課	企画係長
産学連携推進課	連携企画係長

に、「農林部」を

「農林振興室」に改め、

スーパーテクノシティ推進室	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長
---------------	---------------------

を削り、

農業指導所	農政係長
-------	------

を

農業指導所	農政係長
京北農林事務所	農政係長

に改め、

同表保健福祉局の項中「総務課計理係長」を「総務課庶務係長」に改め、同表都市計

画局の項中

都市景観課	調	査	係	長
-------	---	---	---	---

を

都市景観課	調	査	係	長
景観企画課	企	画	係	長

に改め、会計室の項

を次のように改める。

会	計	室	庶	務	係	長
---	---	---	---	---	---	---

別表第2 左京区役所、下京区役所、南区役所、右京区役所及び伏見区役所の項中「、右京区役所」を削り、同表山科区役所の項の次に次の1項を加える。

右京区役所	区民部	総務課	庶務係長
		まちづくり推進課	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長
		市民窓口課	記録係長
		市民税課	管理係長
		固定資産税課	土地係長
		納税課	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長
	福祉部	福祉介護課、 支援課及び保護課	福祉介護課福祉係長
		保険年金課	資格係長
	保健部	健康づくり推進課管理係長	

京 北 出 張 所	庶 務 係 長
コミュニティセンター	所 長 補 佐 又 は 副 所 長

別表第2 消防局の項中「救急業務係長」を「救急管理係長」に、「災害情報管理課」を「情報通信課」に、

警 防 計 画 課	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長	を
消 防 救 助 課	消 防 係 長	
警 防 計 画 課	警 防 管 理 係 長	に改め、同表教育委
消 防 救 助 課	消 防 係 長	
指 令 課	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長	

員会事務局の項中「及び企画課」を削り、「教職員課」を「教職員給与課及び教職員

人事課」に改め、

教育計画課	事 業 係 長
-------	---------

を削り、

学校指導課	中 学 校 教 育 係 長	を
-------	---------------	---

学校指導課、 工業高校改革 推進室及び音 楽高校改革推 進室	中 等 教 育 係 長	に、
--	-------------	----

生涯学習部	生涯学習推進課	振 興 係 長
	社会教育課	社 会 教 育 係 長
	家庭地域教育支援課	家 庭 地 域 教 育 係 長

を

生涯学習部	生涯学習振興係長
-------	----------

に改め、

同表教育委員会の所管に属する教育機関の項中「教頭（定時制の課程のみ）及び」及び「，新中央図書館建設構想推進室」を削る。

第3号様式を削り，第4号様式を第3号様式とし，第5号様式から第7号様式までを削る。

第8号様式備考以外の部分中「記入」を「記録」に改め，同様式を第4号様式とする。

第9号様式1（表面）中

課長

を

次長

に，「記入」を「記録」に改

め，同様式2（表面）中

課長

を

次長

に改め，同様式を第5号様式と

する。

第10号様式を削り，第11号様式を第6号様式とし，第12号様式を第7号様式とし，第13号様式及び第14号様式を削り，第15号様式を第8号様式とし，第16号様式及び第17号様式を削る。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(会計室物品会計課)